

○須高行政事務組合監査委員に関する条例

(平成4年3月4日)

須高行政組合条例第1号)

須高行政事務組合監査委員に関する条例(昭和41年須高衛生施設組合条例第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第200条第2項及び第202条の規定により、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査委員に関する規定)

第2条 監査委員の事務執行に関しては、次条以下に規定するものを除き、須坂市監査委員に関する条例(昭和51年条例第18号)の例による。

(現金出納検査)

第3条 監査委員は、法第235条の2第1項の規定による検査を、毎四半期ごとに当該四半期終了後の翌月20日に行わなければならない。ただし、須高行政事務組合の休日を定める条例(平成元年須高行政事務組合条例第4号)に規定する休日又は特別の事情のあるときは、その期日を変更することができる。

(結果の公表及び告示)

第4条 監査の結果の公表及び告示については、須高行政事務組合公告式条例(昭和39年須高衛生施設組合条例第1号)に定める公示の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。